

# 「無償教育の漸進的導入」原則にそくした大学等の在り方

## —国際人権A規約13条留保撤回の意義と大学評価学会の取り組み—

重本直利 細川 孝 望月太郎 渡部昭男 日永龍彦

### 【JSA19回総学以降の動向と取り組み】

2012年9月 政府が国際人権（A規約）第13条留保撤回を国連に通告

2013年2月 韓日米共同による「大学教育の発展と無償教育の実現のための国際シンポジウム」（於：韓国ソウル）開催

2013年8月 日本教育学会第72回大会ラウンドテーブル「無償教育の漸進的導入と大学法人経営」（於：一橋大学）開催

2013年12月 理事会が「大学における教育・研究および評価に関連する声明」を公表し、高校無償化廃止法案の成立に抗議

「高校無償化廃止法案」の成立に対する抗議（抄）  
11月27日の参議院本会議において、2014年度から高校授業料の無償制を止め、所得制限を設けるといふ「高校無償化廃止法案」が可決されました。…高等学校等に学ぶ生徒たちに豊かな学びと、大学等へのスムーズな移行を保障していくことは、若者の発達にとって不可欠な課題です。中等教育、高等教育における教育条件を改善し、若者がこれからの社会の中心的な担い手として成長できるような大学づくりをめざす観点から、大学評価学会理事会は、「高校無償化廃止法案」の成立に抗議します。

2014年1月 国際人権A規約第13条問題特別委員会「無償教育の漸進的導入」原則に反する私立大学授業料の値上げ方針に抗議する声明

日本は「無償教育の漸進的導入」原則に拘束される立場となっている。有名私学を含む今回の値上げ方針は、留保時に行われた過去の値上げ措置とは異なり、条約違反に繋がる重大事態と言わざるを得ない。高学費に依存する文教政策や大学法人経営のありようは、留保撤回とともに見直され、計画的に「無償教育の漸進的導入」が進められなければならない。留保撤回を契機として、大学関係者は学生・国民とともに、政府に対して「無償教育の漸進的導入」原則にふさわしい予算の増額や政策の転換を求めていくべきである。

2014年3月 第11回大会第5分科会「無償教育の漸進的導入 留保撤回後の研究と運動の進め方」（於、山梨大学）開催

### 【入会のご案内】

大学評価学会は、人文・社会・自然科学の枠を越えて、多様な専門性をもつ研究者、大学・高校の教職員、市民の方々の参加を得て、多様な視点から大学評価を論議しています。

### 【出版を通じた成果の公表】

○高等教育における「無償教育の漸進的導入」—授業料半額化への日韓の動向と連帯  
2013年3月刊

- 大学評価学会における「無償教育の漸進的導入」研究
- 国際人権 A 規約第 13 条問題特別委員会の取り組みについて
- 高等教育における「無償教育の漸進的導入」に係る韓国の動向
- 韓国における大学登録金半額化の市民運動
- 韓国高等教育の公共性の水準と登録費負担軽減策



○細川 孝 (編著)  
「無償教育の漸進的導入」と大学界改革  
2014年3月刊

- 日本における学費負担軽減の現状と課題
- 韓国における登録金半額化と大学の在り方
- カンボジアにおける高等教育の量的拡大と授業料高騰の問題
- ニュージーランドにおける大学経営への学生参画
- 日本の高等教育と大学設置法人
- 日本における青年期の学習費保障と生活費保障制度の横断的検討
- 地方県における高等教育等に係る施策と経営
- 「無償教育の漸進的導入」と大学財政の構造転換



### 【会員による研究活動】

①高校無償化の動向 渡部昭男会員  
留保撤回後における高校授業料無償化の見直しに関する国会審議を分析。所得制限導入の一方で、「無償教育の漸進的導入」原則の否定答弁はできなかったこと、公私間格差の是正（私学生徒への加算拡充）・学び直しの支援（支援年限延長）・高校版の就学援助など授業料以外の無償施策の拡充、幼児教育への無償施策の広がり、大学・大学院における無償に言及する発言が増えたこと等を報告。

⇒ 龍谷大学「社会科学研究年報」第44号

②韓国の大学無償化の動向 日永龍彦会員  
大学の授業料（登録金）半額化運動が活発化し、政治的な争点になっていく2010年以降の韓国の動向（大学進学・就職動向、奨学制度、政策等）を、同国の新聞記事（ウェブサイトに掲載された日本語記事）をもとに整理。

⇒ 「高等教育における『無償教育の漸進的導入』」  
「大学評価学会年報」第9・10合併号

③国際人権A規約に係る研究の進展

日本における高等教育無償化に向けて 腰山千明会員  
社会権規約の起草過程、社会権規約委員会の見解・意見、各国報告書とその審査などを分析し、13条の「漸進的導入」と「無償教育」が「すべての能力ある者に高等教育の機会均等を保障する上で、高等教育機関に支払うべきあらゆる経費を無料にすることを要求している」と結論。

⇒ 「大学評価学会年報」第8号

国際人権法と高等教育無償の原理 田中秀佳会員

国際人権法において授業料および奨学金に関する政策の司法判断適合性が認められた意義、日本国内の教育条件整備に関わる諸問題の克服に向けて社会権規約を国内的に実質化していく作業、などを提起。⇒ 「日本教育法学会年報」第43号